

講義録レポート

講義録コード

17-09-2-2-01-01

講 座	公務員講座	科目	基本講義
目標年	2 0 0 9 年合格目標	科目	憲法
コース	地上・国	回 数	第 1 回
用 途	D V D フォロー ・ カセットフォロー ・ W e b フォロー ・ 集合 D V D 個別 D V D ・ D V D 通信 ・ W e b 通信		

収録日	平成20年2月20日(水)		
講師名	新谷 講師	講義録 レポートを含まず	5 枚
		レジュメ・その他 正誤表を含む	18 枚
		ミニテスト	0 枚

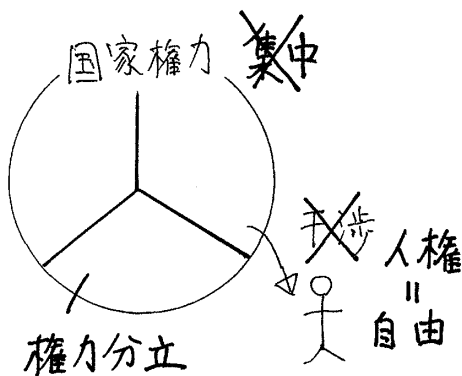
授業構成	講義 (55)分	休憩	講義 (56)分	休憩	講義 (58)分	終了
配布物	● その他配布物 () _____枚					
	● その他配布物 () _____枚					
	● その他配布物 () _____枚					
備考						

T A C 公務員講座

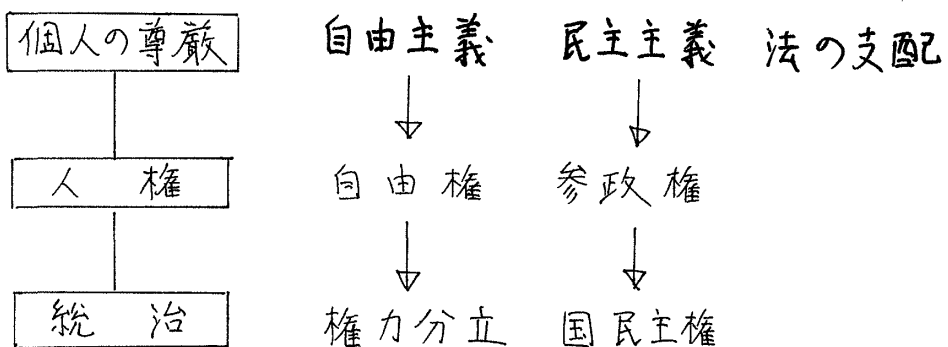
公務員 講義録	科目 基本講義 憲法	コース 地上国Ⅱ	回数	1
---------	---------------	----------	----	---

配布物	★テスト類：あり [] なし ★その他の配布物：あり [] なし ◇配布物なし	講師 新谷 先生
-----	---	----------

黒板内容



憲法



公務員講義録

科目

基本講義
憲法

コース

地上国Ⅱ

回数

1

配布物

★テスト類：あり [

] なし

★その他の配布物：あり [

] なし

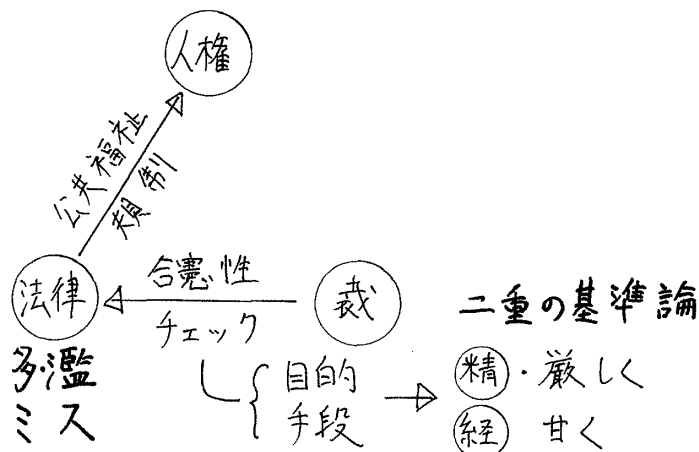
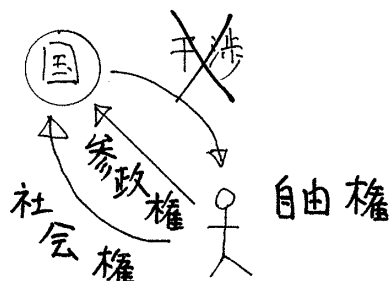
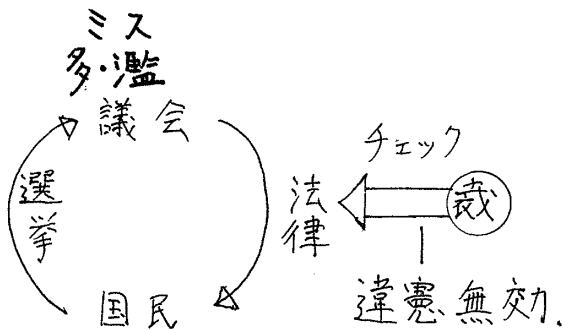
◇配布物なし

講師

新谷

先生

黒板内容



公務員 講義録

科目

基本講義
憲法

コース

地上国Ⅱ

回数

1

配布物

★テスト 類:あり [] なし
 ★その他の配布物:あり [] なし
 ◇配布物 なし

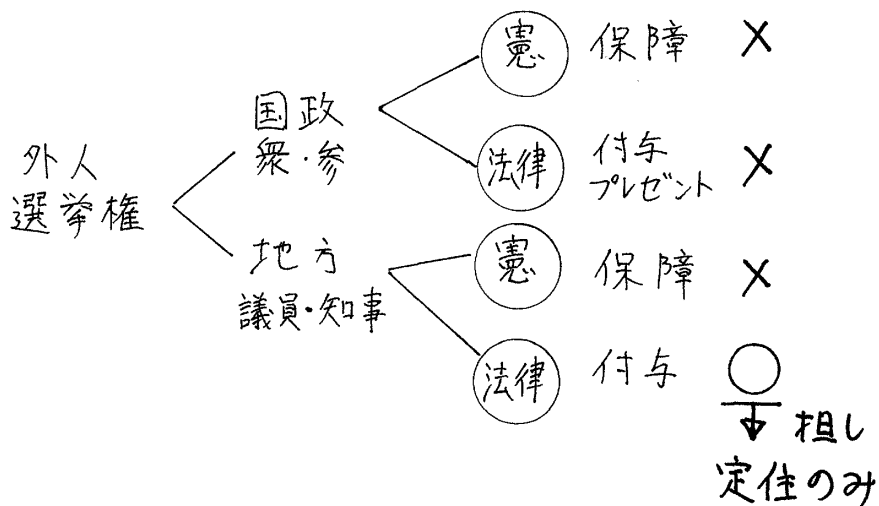
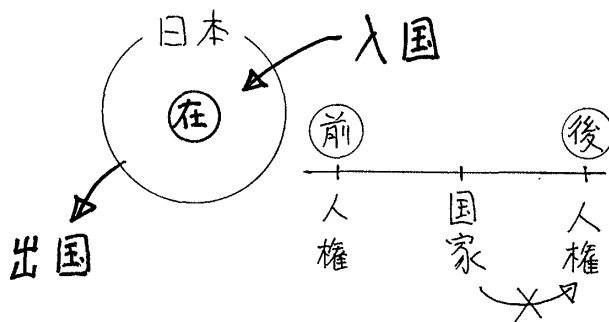
講師

新谷

先生

黒板内容

TAC株式会社
 目的教育ビジネス



公務員 講義録

科目

基本講義
憲法

コース

地上国Ⅱ

回数

/

配布物

★テスト 類:あり [

] なし

★その他の配布物:あり [

] なし

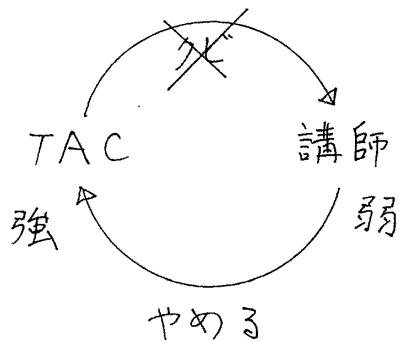
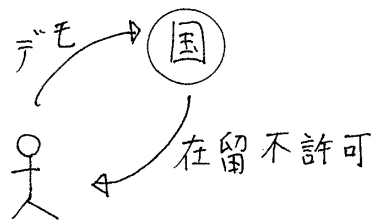
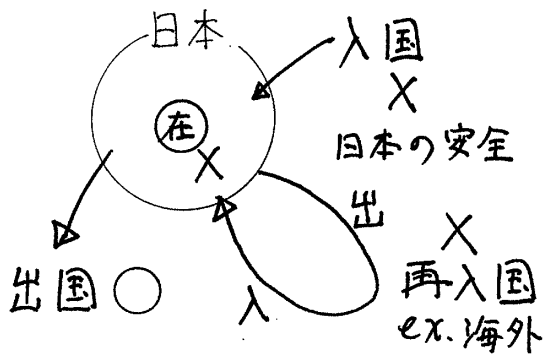
◇配布物 なし

講師

新谷

先生

黒板 内 容



公務員講義録

科目

基本講義
憲法

コース

地上国Ⅱ

回数

1

配布物

★テスト類：あり [

] なし

★その他の配布物：あり [

] なし

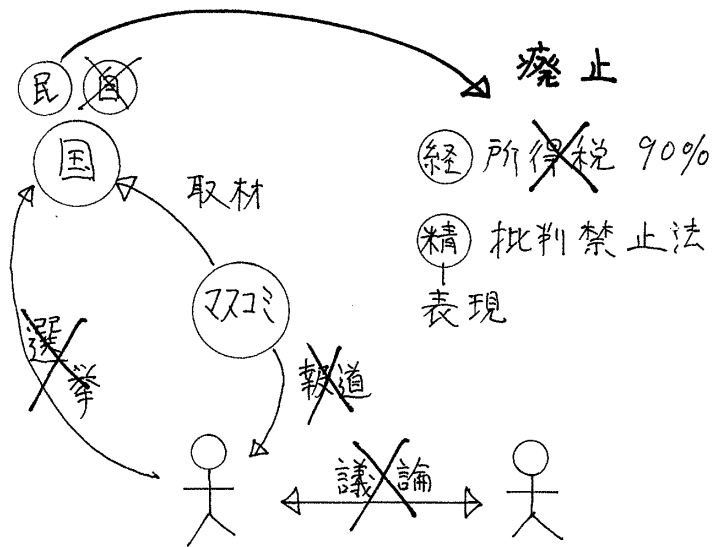
◇配布物なし

講師

新谷

先生

黒板内容



【本日の予定】 Vテキスト P1～P32

序章 憲法総論

1 憲法の基本原理

2 憲法の分類

第1章 基本的人権 総論

1 基本的人権の原理

2 基本的人権の限界

学習の指針

出題数

		全国型	関東型	東京都 類	特別区 類	国家種	国税専門官	裁事種	労基監督官
択一	民法	4	6	5	4	5 × 2	5	13	5
	行政法	5	5	5	5	5	(4)	×	4
	憲法	4	4	5	5	5	(3)	7	4
記述		一部のみ		有		×	有	有	×

特徴

- ・ 出題数比較的多い
- ・ 学習分量は、憲法 < 行政法 < 民法
- ・ 比較的 とり組みやすく、比較的点は取りやすい。
- ・ 行政法との相乗効果

学習のポイント

- ・ 予習不要。復習中心
- ・ レジюмеの読込・Vテキストは参考書→問題演習→レジюмеにフィードバック
- ・ ミクロ的な視点（定義・条文・判例）とマクロ的な視点（体系）を意識すること。
- ・ 全体的な復習（1回からの復習）をやること。
- ・ 問題演習 Vテキ（Exercise・章末問題）+ V問題集（ステップ1・ステップ2）
+ DASH問（過去問集）
- ・ ミニテスト：前回の復習テスト（1問（3分）～2問（6分））を実施 18：20～配布
- ・ 六法：授業では不要。家庭での学習用 公務員六法（三省堂）
- ・ 不明なところは質問すること。

法律とは何か？

↓

我々は、一人で生きているわけではない。さまざまな社会（家族・友人・サークル・恋人・大学・会社・地域社会・日本国）で、他の人と共に生きている。

↓ その為

社会には、ルール（社会規範）が必要。自由気ままには、できない。
（ E X 人の悪口は言わない。 恋人とのルールとして、誕生日にはプレゼントする。）

↓

社会の様々なルール（社会規範）の中の一つとして**法律**が有る。

↓ その特徴は

国家権力による強制力を伴ったルール（社会規範）であること。

↓ 例えば

刑法 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

↓

人に傷害（けが）をおわした国民は、強制的に、警察が逮捕し、裁判にかけられ、刑が執行される。

憲法とは何か？

↓

国家権力は、警察・消防等国民の自由や権利を守り、社会的な弱者（老人、子供）を救う為に必要。

↓ しかし

国家権力は、濫用されると、国民の自由や権利を侵害する危険性有り。

↓

事実、人類の歴史上、国家権力は、国民の自由や権利を侵害してきた（ E X 絶対王政・戦前日本・独）

↓ そこで

国家権力の濫用を防ぎ、国民の自由や権利を守る為に、国家権力のルールとして憲法が発明された。

↓ 具体的には

国民の自由や権利を**人権として保障**し、国家権力といえども侵害することはできないとした。
（憲法 10 条～40 条）

↓ そして

国家権力が、**憲法の規定に反して、人権を侵害するような行為（法律・命令等）**を行った場合には、効力はなく、**無効**だと定めた。（憲法 98 条）

↓ さらに

国家権力の担い手である**公務員に、憲法を遵守する義務**を負わせた。（憲法 99 条）

99 条に「国民」が入っていないことに注意

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

序章 憲法総論 1 節 憲法の基本原理

< 憲法の全体構造 > V テキ p 4

憲法の究極の目標は？



個人の尊厳 (= 国民の個人個人全員が尊重されて、幸せになろう) (13 条前段)

↓ その為に

人権 (= 国家といえども勝手に制限できない各種権利 (EX 自由権) を保障)
(10 ~ 40 条 = 第 3 章): 学習は、判例が中心



その人権を確保するシステムとして

統治 (= 国家の政治システムを定めた (EX 国会・内閣・裁判所))
(41 ~ 99 条): 条文の知識が中心

< 自由主義 > V テキ P 5

国民が、国家から干渉されないこと (= 好きにさせろ！ほっとけ！)

↓そこで

国家といえども勝手に制限できない**人権** (EX 自由権) を国民に保障

↓さらに

敵である国家権力は弱く、小さい方が望ましい (← 力を濫用できないように！)

↓その為には

権力を分割すればよい **権力分立**

↓具体的には、以下の方法がある

- ・三権分立 (= 国家権力を国会・内閣・裁判所に分割)
- ・二院制 (= 国会を衆議院と参議院に分割)
- ・団体自治 (= 地方自治体が国家から独立)

< 民主主義 > V テキ P 5

国を治める者と治められる者が同じであること (治者と被治者の自同性) (= みんなのことはみんな
なで決める！)



人権を侵害するような政治が行われにくい。

↓具体的には

- ・参政権 (= 選挙権・被選挙権を人権として保障) 憲法 15 条
- ・**国民主権** (= 次頁参照) 憲法前文・1 条

国民主権とは？

↓

国の政治を最終的に決定する権威あるいは権力が国民にあることをいう

↓

ここでいう**主権**は

↓

強い力が望ましい様にも思える。

↓これは

権力的契機を重視する説

↓これによると

直接民主制が政治の本来の姿であることになる（＝国民が自ら投票で決める）

↓そして

「国民」とは、実際に選挙で投票できる者（力を現実に使える者＝具体的）のことをさす

↓しかし、この説によると

国政について判断能力の十分でない者が直接判断することになり、独裁者に洗脳され、利用されたり、国政が混乱したりする危険あり。

↓そこで

国民が直接権力を行使するのではなく、あくまで、**代表者が国民のために**政治をおこなうという**正当性の契機**を重視するのが通説である

↓つまり

「政治はプロに任せよう」という見解である

↓これによると

代表（間接）民主制が原則ということになる

↓そして

「国民」とは、抽象的な全国民（EX 赤ちゃんも含む）ということになる

原則：**間接民主制**（43条）

例外的に3つの場合のみ、**直接民主制**を採用

憲法改正の国民投票（96条）

地方自治特別法の住民投票（95条）

最高裁判所裁判官の国民審査（79条）

< 法治主義と法の支配 > V テキ P6

人権を守る為に、国家権力に制限をかける原理として、二種類ある。

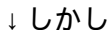


法治主義（ヨーロッパ大陸で発達）と**法の支配**（英米で発達）

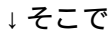
法治主義：国政が**議会の定めた法律**によって運営されること



国民の代表者で構成される議会が作る法律に基づいて、人権が規制されるから、人権は守られると考えられた。



議会は、多数決で決定される。



多数派が、濫用的な法律を作成し、少数派の人権を侵害する危険性があり



国民の代表者であっても、間違えて、人権を侵害する危険性あり。

法の支配：国家権力が**正義の法**によって拘束されるというもの

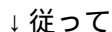


憲法の最高法規性（＝憲法に反する法律は無効）

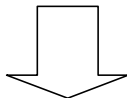
人権の尊重（＝国家権力は、人権を侵害できない）

裁判所に違憲審査権（＝裁判所が法律を憲法に反しないかチェック）

適正手続の保障（＝法律の内容・手続きが適正であること）



議会が作る法律であっても、人権を侵害する憲法に反するものであれば、無効



日本国憲法は、**第1条**は98条1項で、**第2条**は第3章で、**第3条**は81条で、**第4条**は31条でそれぞれ規定している。



日本国憲法は、法の支配を採用している。

法の支配は、法治主義を否定しているわけではなく、より発展した原理である。

明治憲法は、法の支配を採用していない。

序章 憲法総論 2節 憲法の分類 VテキP10

形式的意味の憲法：単に名称が「憲法」というもの

実質的意味の憲法→国家の**基本法たる内容**を有するもの

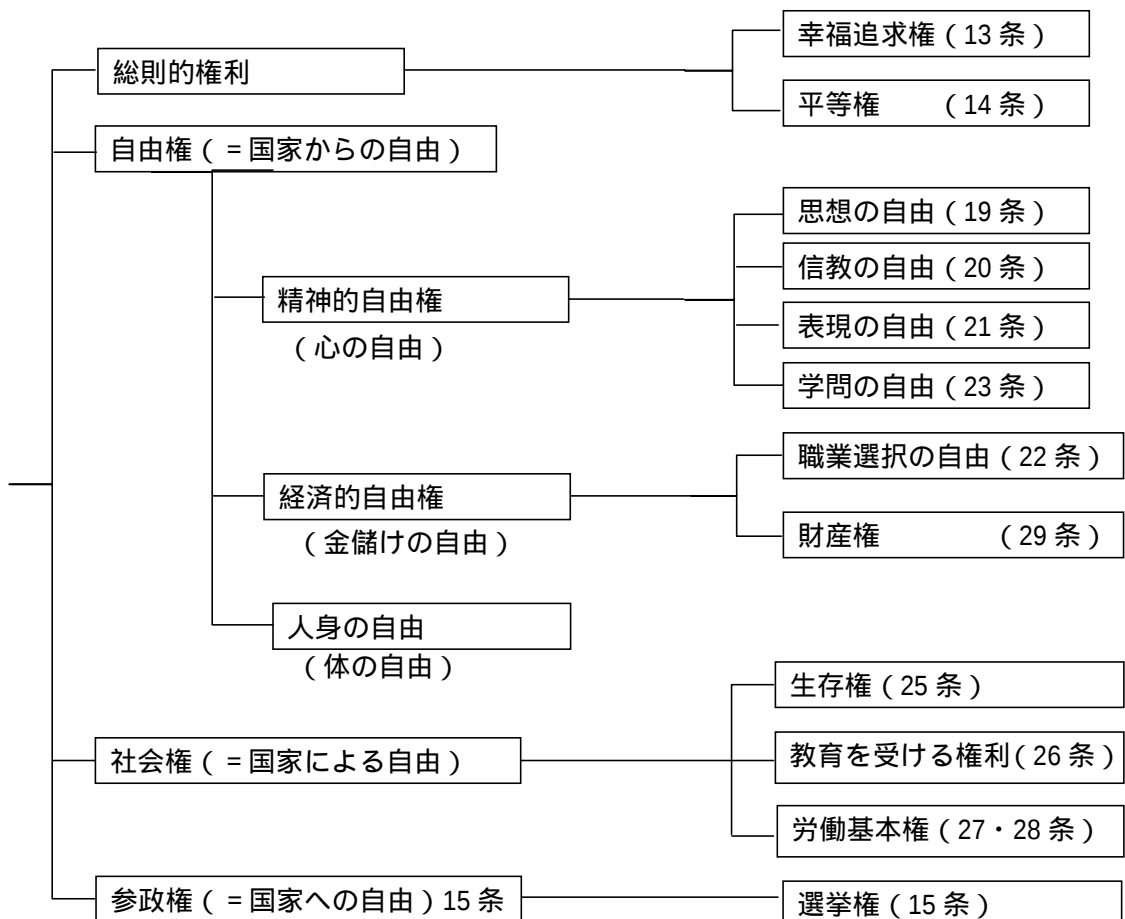


固有の意味の憲法→国家の統治機構について定めたもの

立憲的意味の憲法→人権保障について定めたもの

第1章 基本的人権 総論 1節 基本的人権の原理

< 人権の分類 > VテキP16



< 人権の全体的な流れ >

個人の尊厳（13条前段）～国民全員が幸せに～

↓ そのため

日本国憲法は、国民に人権を保障（第3章）

↓ しかし

人権は絶対無制約なものではない

EX 表現の自由があるからといって、夜中に住宅街で騒ぐと皆が迷惑

↓そこで

公共の福祉により、人権は制約可能（13条後段）

↓ しかし

これだけでは、曖昧な為、国会が制定する法律によって具体化

↓

国会は、国民が自ら選んだ代表者から構成されるので、人権制約させても安心できる。

↓ しかし

法律は、多数決で議決される。

↓ その為

多数派が濫用し、少数派の人権を侵害する法律になる危険性あり

又、多数で検討しても、間違えて人権を侵害する法律になる危険性あり

↓そこで

裁判所が法律の合憲性チェック → 人権を規制する法律が、**人権を侵害するような憲法違反の法律か否か**をチェック
(**違憲審査権** 憲法 81 条)

判例とは？

↓

裁判所が、法律のチェックをした先例

事案

結論

結論 → 法律の勝ち → 合憲

結論 → 法律の勝ち → 合憲

法律の負け→**違憲**

法律の負け→**違憲**

理由

< 基本的人権の主体（問題の所在）> V テキ P 1 7

日本国憲法は、第 3 章にて人権を保障

↓ しかし

第 3 章では、「国民の権利及び義務」と表現されている

↓ とすれば

国民以外の者も、人権を享有できる（保障されている）のか？ **問題の所在**

↓ 具体的には

法人

外国人

未成年者

天皇・皇族が問題になる。

< 法人の人権 > V テキ p 2 2

法人とは？

↓

人の集まり等の団体（EX 会社、労働組合）に権利能力が付与されたもの

↓ では

法人は人権を享有できるのか？

↓ 確かに

本来、人権は国民（自然人）の為のもの

↓ しかし

現代社会では、法人も社会の重要な構成要素

↓ よって

法人は、人権を享有できる（法人に人権は保障されている。）

法人格の有無は問わない（権利能力なき社団でも享有できる）

いかなる範囲で保障されるか？

↓ この点

すべての人権が認められるわけではなく、権利の性質上可能なもののみ保障（判例）

↓ 具体的には

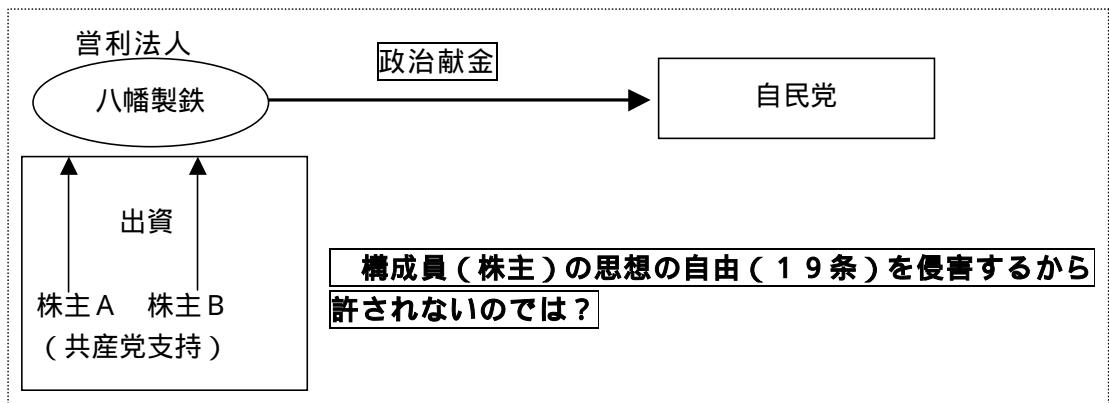
保障される：信教の自由・報道の自由

保障されない：選挙権・人身の自由

法人に政治献金をする自由（表現の自由の一種）は認められるのか？

↓

3 つの判例を押さえる必要有り。 **八幡製鉄事件** **税理士会事件** **司法書士会事件**



八幡製鉄は、**営利法人**であり、**任意加入団体**である。

↓ 従って

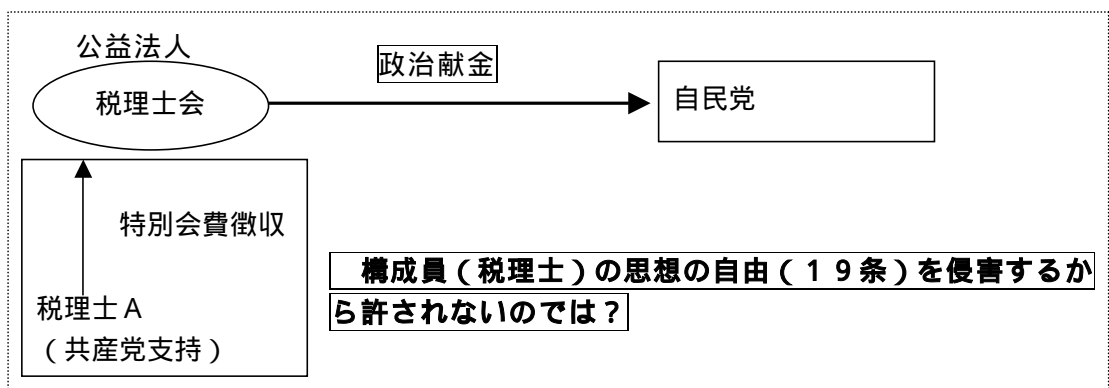
株主 A と B は、気に入らなければ、株を売却し、法人から脱退することも可能。

↓ とすれば

八幡製鉄は、構成員の思想への配慮は不要

↓ 従って

八幡製鉄（営利法人）は政治献金可能（＝目的の範囲内）



税理士会は、**公益法人**であり、**強制加入団体**である。

↓ 従って

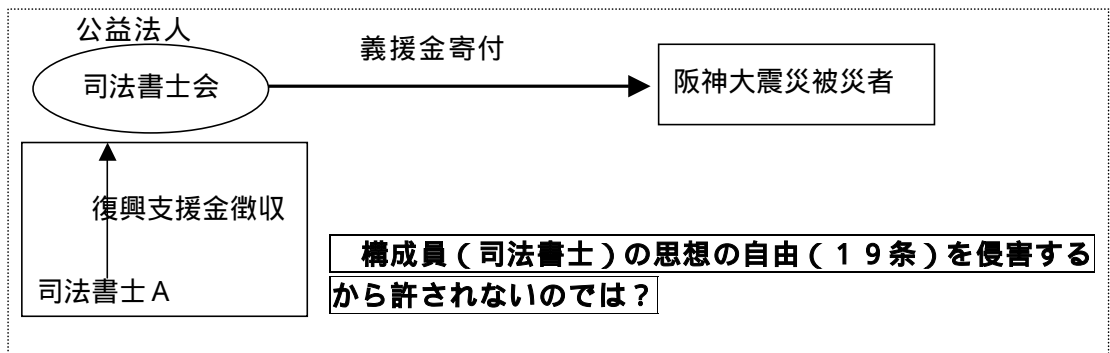
税理士 A は、気に入らなくても、税理士会から脱退することはできない。

↓ とすれば

税理士会は、構成員の思想への配慮が必要

↓ 従って

税理士会（公益法人）は政治献金不可（＝目的の範囲外）



司法書士会は、**公益法人**であり、**強制加入団体**である。

↓ とすれば

司法書士会は、構成員の思想への配慮が必要にも思える。

↓ しかし

政治献金とは異なり、被災者への義援金寄付は、構成員の思想と抵触する危険性低い

↓ 従って

司法書士会（公益法人）は、被災者へ義援金寄付可能（＝目的の範囲内）

法人は、（設立）目的の範囲内でのみ権利能力を有する。（民法・商法）

↓ 従って

目的の範囲**外**の活動：無効

目的の範囲**内**の活動：有効

↓ なぜなら

法人は、その設立目的のために、特別に権利能力が認められた存在だからである。

↓ 又

目的外の活動を許すと、法人の構成員の出資した資金が無駄になる危険がある。

< 外国人（日本国籍を有しない人）の人権 > V テキ p 1 8

外国人は、人権を享有できるか？

↓ 確かに

第3章は、「国民の」権利・義務と規定している

↓ しかし

- ・ 人権の前国家的性質（＝人は人であるが故に、誰でも人権あり）
- ・ 国際協調主義（98条2項）

↓ 従って

外国人は、人権を享有できる（ 不法滞在者でも可能 ）

↓ では

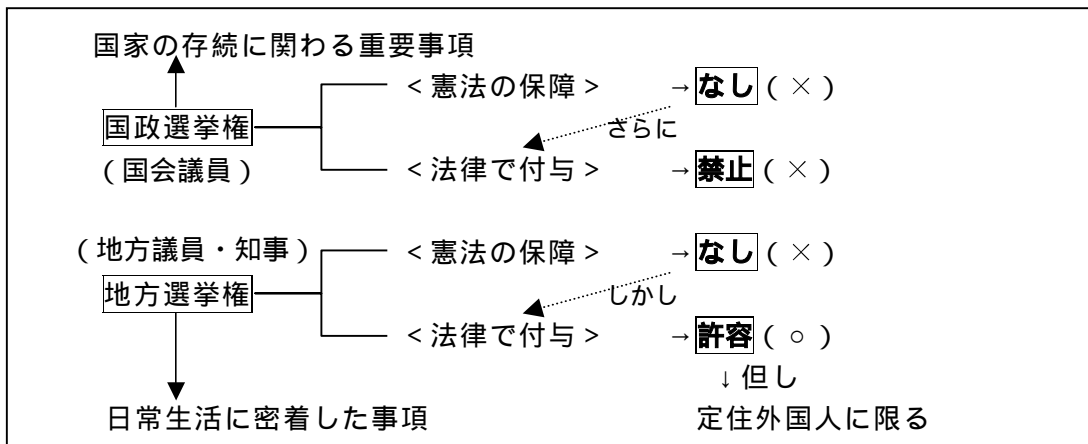
その範囲は？

↓

性質説（＝ **権利の性質で保障されるか否かを決定**） ケースバイケース
（判例・通説）

以下、各種人権ごとに、権利の性質上、外国人に保障されるかを検討する。

< 外国人の**選挙権**（最判平7・2・28） > V テキ P 1 8



< 外国人の**公務就任権**（公務員になる権利）（最判平 17・1・26） V テキ p 19

地方公務員の**管理職選考試験の受験資格に外国人を認めないことは
法の下での平等（14 条）に違反しないか？**

↓
公権力を行使する**管理職**

↓
国民主権の見地から、外国人が就任することを憲法は、禁止している。

公権力を行使しない**管理職**（EX 研究職）

↓
その判断は、地方公共団体に裁量有り。

↓ 従って

外国人を認めなくても、14 条に違反しない

↓ 但し

各地方公共団体の判断で、公権力を行使しない管理職に外国人を登用することは、禁止されてはならず、登用は許される。

< 外国人の**社会権** 塩見訴訟 （最判平元・3・2）> V テキ P 20

日本国

外国人

↑
生活保護費請求（＝生存権 25 条）→ 社会権

外国人に社会権は、保障されるか？

↓
生活保護は、自国に要求すべき（＝属国論）
日本の財源にも限界がある

↓ 従って

外国人に社会権は、保障されない。

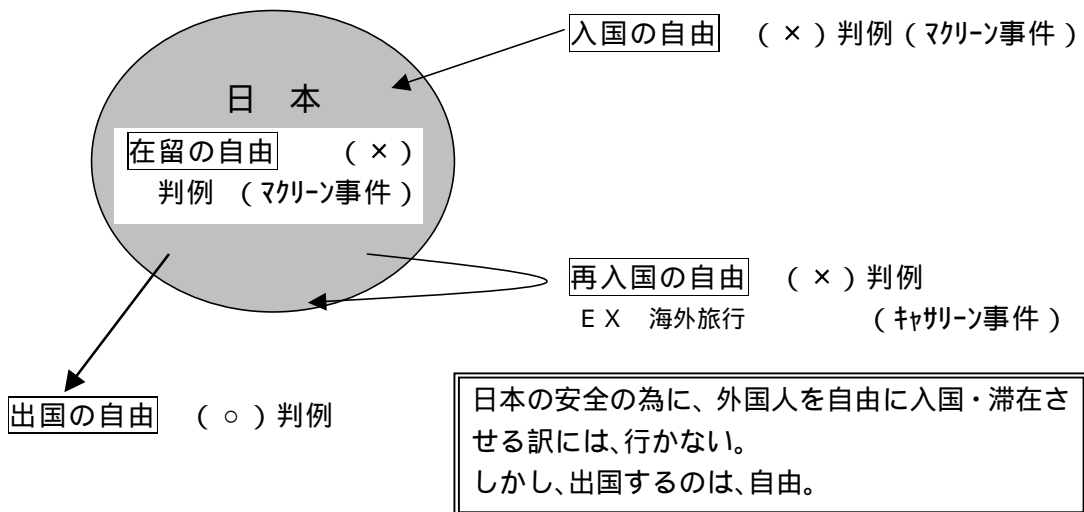
↓ 但し

法律で付与は可能（＝国会の合理的裁量で決定）

↓ その結果

自国民（日本人）を外国人より優先的に扱うことも当然許される。

< 外国人の**出入国の自由** > V テキ P 2 0



< 外国人の**政治活動の自由** マクリン事件 (最大判昭 53・10・4) > V テキ P20

外国人に入国の自由・在留の自由は保障されるか？

↓
保障されない。

外国人に政治活動の自由は保障されるか？ EX 日米安保反対のデモ行進

↓
政治活動も表現の自由の一種

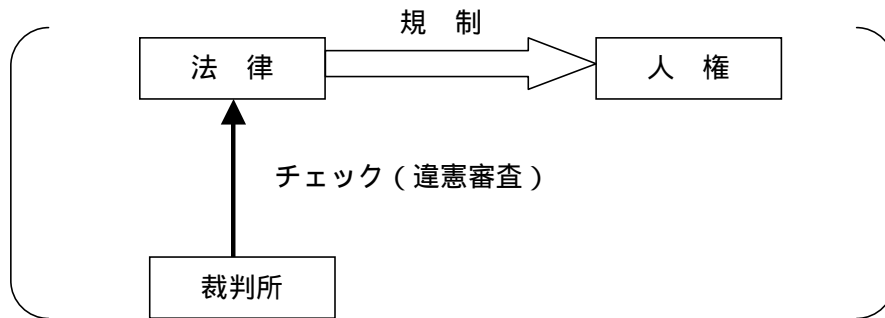
↓
一応、外国人に保障される (= ○)

↓ 但し
政治活動は、選挙権と同様、参政権的性格あり。

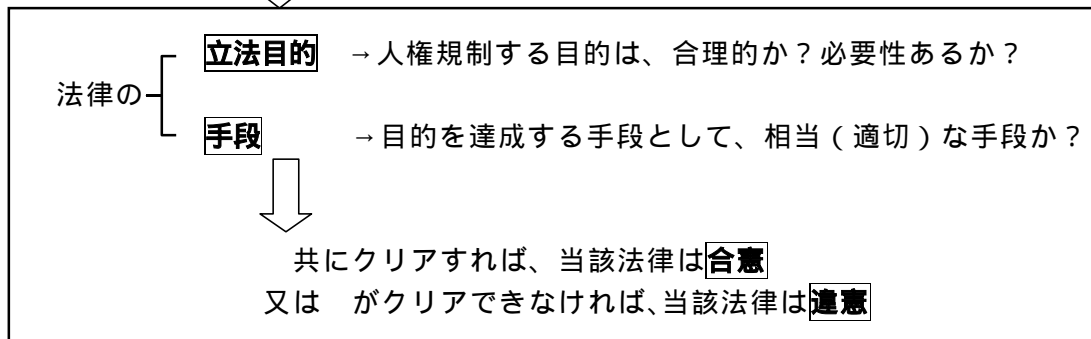
↓ そこで
わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等は、不可

↓ さらに
在留期間更新の際、政治活動を理由に、国家がマイナス評価することも許される。

< 違憲審査の具体的な方法 >



裁判所は、法律をどのような方法でチェックするのか？



EX メール禁止法（表現の自由を規制）

目的 ・ むかつく
・ 学業専念

手段 ・ 購入禁止
・ 授業中禁止

< 外国人の **プライバシー権** 指紋押捺拒否事件（最判平 7・12・15） > V ㊦ P21

プライバシー権とは？

↓

自己情報コントロール権（詳細は 2 回）

↓

憲法上の明文は無いが、新しい人権として 13 条の幸福追求権で保障されている。

↓では

外国人に対する指紋押捺制度は、外国人のプライバシー権を侵害し、違憲か？

↓まず

外国人に対しても、権利の性質上、プライバシー権は保障される。

↓そして

指紋という自己情報も、プライバシーの一つ。

↓よって

指紋押捺を強制されない自由も、プライバシー権の一つとして外国人に保障される。

↓しかし

人権といえども、無制限に認められるモノではなく、公共の福祉の観点から制限可能

↓それが

外国人に対する指紋押捺制度

↓では

この制度は合憲と言えるのか？

立法目的 → **外国人の公正な管理** → 必要性あり（○）

外国人は、日本人が見た場合、顔写真のみでは人物特定は困難。そこで、外国人を公正に管理するには、指紋が必要。

手段 → 3 年に 1 回・1 指のみ → 相当（○）



目的も必要性あり且つ 手段も相当

↓従って

外国人指紋押捺制度は合憲

< 未成年者の人権 > VテキP 17

未成年者は、成人同様、国民であることには違いない

↓ 従って

人権は保障される

↓ しかし

成人と異なり、判断能力が不十分であり、特別に保護する必要性が高い

↓ そこで

成人とは異なる特別の制約可能（パターンリスティックな制約）

↓ 具体的には

EX 選挙権の制限

EX 婚姻には父母の同意が必要

↓ では

中学校等の校則でのパーマやバイクの規制は合憲か？

↓ 学業に専念させる為、生徒の生命の安全の為

合 憲

< 天皇・皇族の人権 > VテキP 17

天皇・皇族は、日本国の象徴であり、世襲制という特殊な性質をもつ

↓ 従って

一般国民とは異なる特別な人権制約に服する

↓ 具体的には

選挙権・被選挙権がない

婚姻の自由が制限される

第1章 2節 基本的人権の限界

< 公共の福祉 > V テキ P 30

国民には、人権（EX 自由権）が有る

↓ しかし

人権も絶対無制約ではない。 一人で生きているわけではない

↓ その為

公共の福祉による制約（§ 12・§ 13・§ 22・§ 29）が予定されている

↓ では

公共の福祉とは？

↓

内在的制約（消極目的規制）（警察的規制）：**他害防止目的**で人権規制
他者を害するような人権は制約される。

EX 刑法 道路交通法 建築基準法 食品衛生法

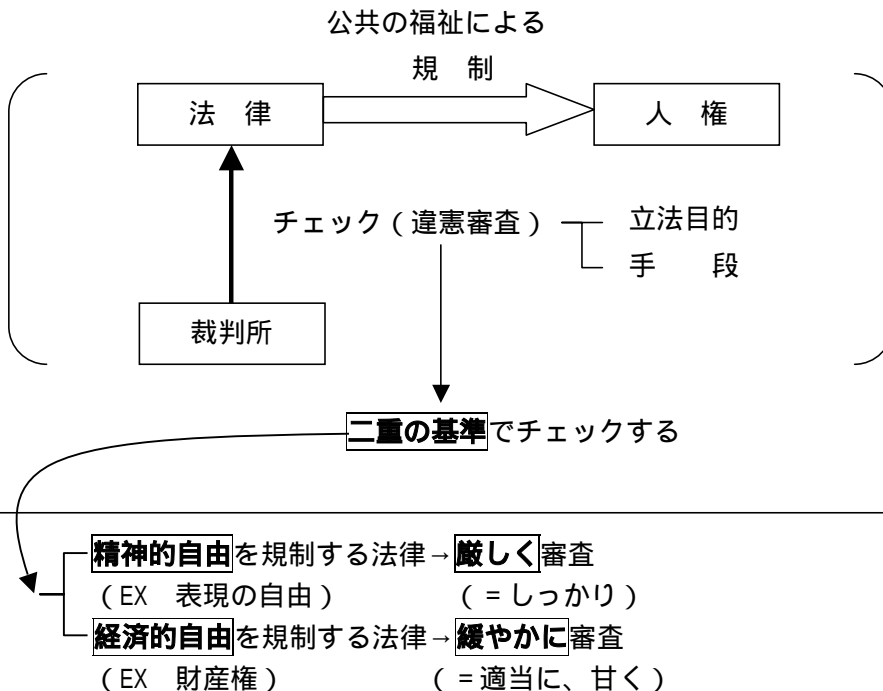
外在的制約（積極目的規制）（政策的規制）：**みんなの幸福目的**で人権規制
社会政策（EX 弱者保護）・経済政策（EX 景気対策）の為に人権は制約される。

EX 労働法 大店法 独占禁止法

< 二重の基準論 > V テキ P 31

二重の基準論とは？

↓
裁判所が違憲審査をする場合に、人権を 精神的自由と 経済的自由に分けて、精神的自由を規制する法律は厳格に審査し、経済的自由を規制する法律は緩やかに審査するという手法である。



理由： 民主政の過程論

たとえ、経済的自由が法律で不当に侵害されても、精神的自由が無事なら、国民は、**民主政治の過程 (= 議論・選挙等)**を通して、当該法律を是正可能。従って、裁判所にあまり頼る必要はなく、裁判所は緩く審査すれば十分である。しかし、精神的自由（表現の自由）が法律で不当に侵害されたら、**民主政の過程が正常に機能しなくなる**ため、もはや当該法律を是正することが難しくなる。そこで、裁判所が積極的に介入し、民主政の過程を正常化する必要があり、裁判所は厳しく審査する必要がある。

裁判所の能力論

経済的自由の規制の場合、社会・経済政策目的に基づく（外在的制約）ことが多い。（例えば、農作物の輸入制限・関税等）。政策問題については、**裁判所に判断する能力が欠けている**為、政治部門（国会・内閣）の判断を尊重して緩やかに審査する。

厳しく審査とか、緩やかに審査の具体的な内容は、第4回で詳細する